



### 政治と生活について

私等の生活は政治と直結しているのです

棄権は出来ません!!

誰も個人や社会の生活問題には深く考えていない人であると言えまい。ところがそれと密接不可離の關係にある政治の問題については、外無煩悩のお方が多いようです。

政治は、政治家のやる事で、普通人とは遠く縁のはなれた世界のこのように思っている人が、少なくないと思われまふ。

しかしこれ程まちがった事はありません。税金の事でも、法律の事でも、子供の教育の事でも、物価や交通費や、住居や娯楽の事まで数えきれない程日常生活に諸般のことがらひかかっている事を見逃してはなりません。これ等のことが現象としてわれわれの目前に現われている。その機軸は、すべてその時の政治の方向によって規定せられるのであります。

生活問題を真面目に考えるならば、いさお政治に関心をもち、当然でありまふ。

民主主義の進んだ国であればある程、国民は内外の政治について強い関心をもち、この事でありまふ。

封建時代や独裁制の下では、政治は一部少数者の特権となつて、まして人民は治められる者として止まらば、積極的に関与する事は出来ません。しかし民主主義の下におきましては、国民は政治の主体として、政治を左右し得る立場に置かれておりますから、民主政治の進歩とともによります。政治関心が強くなる事を望まないではありません。

私生活は、社会生活の影響下にあります。社会公共生活を動かす政治について、他人の様に考えるのは、私生活を自ら不気

味な個人や社会の生活問題には深く考えていない人であると言えまい。ところがそれと密接不可離の關係にある政治の問題については、外無煩悩のお方が多いようです。

政治は、政治家のやる事で、普通人とは遠く縁のはなれた世界のこのように思っている人が、少なくないと思われまふ。

しかしこれ程まちがった事はありません。税金の事でも、法律の事でも、子供の教育の事でも、物価や交通費や、住居や娯楽の事まで数えきれない程日常生活に諸般のことがらひかかかっている事を見逃してはなりません。これ等のことが現象としてわれわれの目前に現われている。その機軸は、すべてその時の政治の方向によって規定せられるのであります。

生活問題を真面目に考えるならば、いさお政治に関心をもち、当然でありまふ。

民主主義の進んだ国であればある程、国民は内外の政治について強い関心をもち、この事でありまふ。

封建時代や独裁制の下では、政治は一部少数者の特権となつて、まして人民は治められる者として止まらば、積極的に関与する事は出来ません。しかし民主主義の下におきましては、国民は政治の主体として、政治を左右し得る立場に置かれておりますから、民主政治の進歩とともによります。政治関心が強くなる事を望まないではありません。

私生活は、社会生活の影響下にあります。社会公共生活を動かす政治について、他人の様に考えるのは、私生活を自ら不気

味な個人や社会の生活問題には深く考えていない人であると言えまい。ところがそれと密接不可離の關係にある政治の問題については、外無煩悩のお方が多いようです。

政治は、政治家のやる事で、普通人とは遠く縁のはなれた世界のこのように思っている人が、少なくないと思われまふ。

### 投票の秘密は絶対保持されます!

従来投票を終えて、巷間に選挙に関する勝敗の件は勿論、選挙の様式雄弁家が現われ「何某さん何某の票は、何々候補に動いた」とさも見た物かの様に言い振らす向きがあり、たまたまその言が的中した場合もあり、投票した御本人は、何かうしろめく思ひにかりたてられる場合もあろうし、若しや自分の投票の秘密がばかれた?と不安を起す方もあろうかと思われまふが、これは根も葉もない流言であります。何議員の選挙に当つても、投票は絶対無比の秘密でありまして、これを憲法に則る各個人の絶対意志の表明が貫徹される仕組になつて居るのでありますから心から安心して、強固な自己の意志によって投票して頂きたいものであります。

選挙の重要意義を具言することは、管理委員会が担当、総選挙の有権者がそのまゝ投票資格を持つものであります。若し有権者の百分の一以上の投票がない場合には、たとえその全部が免職に賛成でもそのときの審査は無効となるのであります。

最高裁判所裁判官に対する国民審査の判定は憲法第七九条にもとづいて最高裁判所の裁判官の任命とその地位の継続について国民の審査を求めるためのものであります。今回審査に付て、罷免の日から五年間最高裁判所の裁判官に任命されることが出来ないのであります。

選挙の重要意義を具言することは、管理委員会が担当、総選挙の有権者がそのまゝ投票資格を持つものであります。若し有権者の百分の一以上の投票がない場合には、たとえその全部が免職に賛成でもそのときの審査は無効となるのであります。

### 投票の順序について

投票の順序については各投票所に於て若干の相違がありますが、大略御説明申し上げますと、左の通りです。

(投票所案内見取図を御参照下さい)

一、先ず受付に入場券を差し出し受付を終る。

二、入場券を持って到着番号係で番号の記入を受けらる。

三、入場券を名簿対照係に出し、名簿との照合を受け投票用紙の交付所へ行く。

四、投票用紙(衆議員黒ずり)と木札を貰う。

五、投票記載所で衆議員候補者の氏名を記載する。

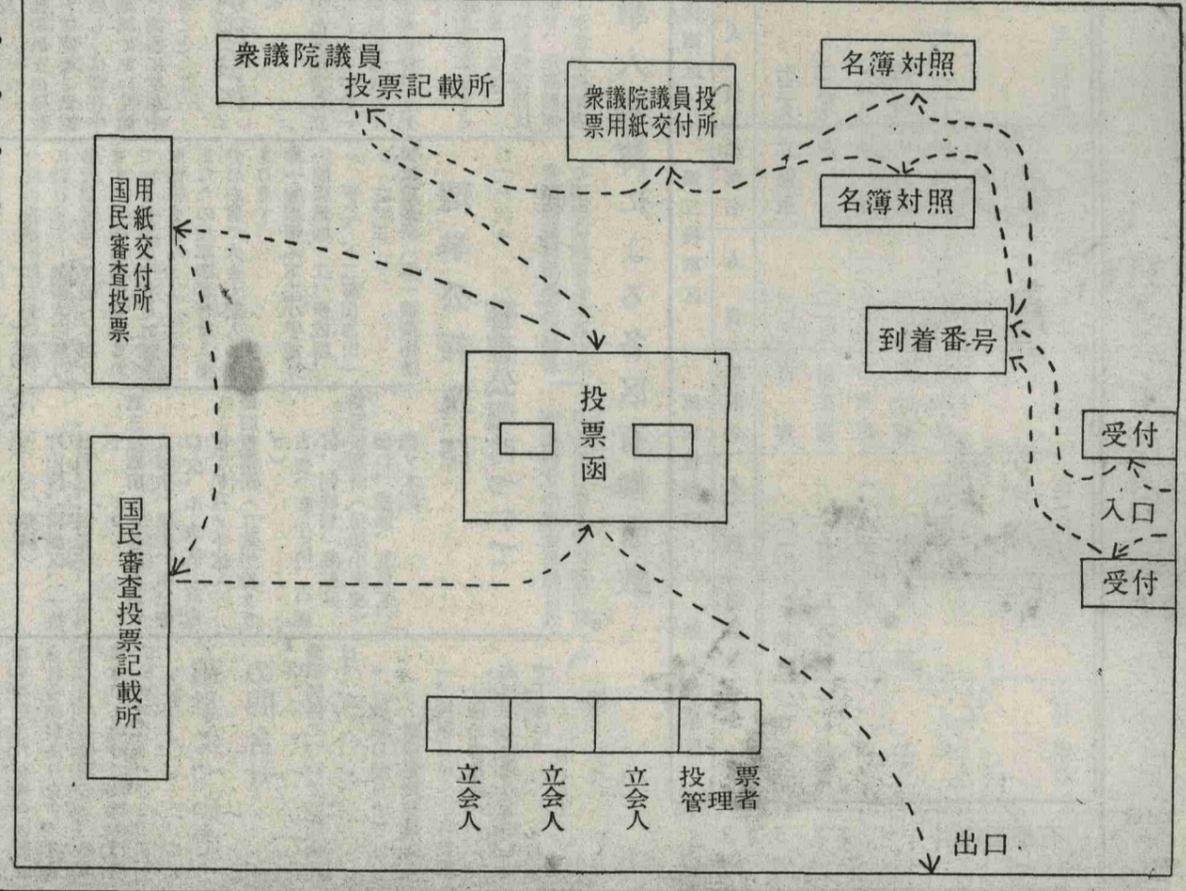
六、投票箱に投票用紙を投入する。

七、木札を持って次の国民審査投票用紙交付所で木札と引替に国民審査の投票用紙(赤ずり)を受け取る。

八、記載所で罷免をしようとする裁判官の氏名の下に「×」印を記入(罷免しない場合は「○」印を記入)し投票箱に投入する。

九、之で全部終了して出口へ

### 投票所案内見取図



### 最高裁判所裁判官の国民審査について

今次衆議院議員の総選挙と同時に行われる最高裁判所裁判官の国民審査も同じ。この審査事務は中央選挙

### 今回選挙の投票順序と投票用紙の色別

始めに 衆議院議員投票 (黒ずり) 次に 最高裁判所裁判官審査投票 (赤ずり)

### 町内学校教職員異動の紹介

第一次	第二次
小学校教職員 下小へ 松丸 政幸 復職 組合専従 中島 珠美 新任 福学大 重佳 敦子 再任 福学大 小串 邦夫 新任 福学大 下二小へ 高橋 繁敏 猪熊小へ 青木 雅代子 中関北小へ 加藤 静子 猪熊小へ 堀田 正男 猪熊小へ	小学校長及び教頭 並びに中学校教職員 湖上 福子 新任 大分県立猪熊小へ 貞宗 孝子 復職 学大研修 下二小へ 校長 吉田 久敏 中関北小へ 教頭 高島 万才 猪熊小へ 校長 吉田 孝子 猪熊小へ 教諭 吉田 孝子 猪熊小へ 教諭 戸次 義澄 猪熊小へ 教諭 島門 小へ